

法学研究 第八十一巻 (平成二十年 自十一号 至十二号) 総目次

論 説

梅謙次郎『最近判例批評』の商法学的意義―現代商法学のために―	一	高田晴仁
広東における農民自衛軍の制度化と発展の過程(一九二四年―一九二七年)	一	阿南友亮
―国共合作期における革命軍隊の基盤形成―		
裁判論緒編	二	伊東乾
脱法的条項の効力規制について(二・完)	二	片山直也
―一括支払いシステム契約における代物弁済条項および債権譲渡契約における停止条件条項をめぐる近時の二つの最高裁判決を契機として―		
ジャワ島中部地震災害支援からみえてくるもの	三	山本信人
―日本のソフト・パワーに関する批判的考察―		
ブラジル消費者保護法典におけるマーケティング規制の背景	三	前田美千代
―集団的利益(interesse difuso)を考慮した「勧誘」概念の構築に向けて―		

国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(二)……………	四	一	明石欽司
—「ウェストファリア・システム」という名の幻想—			
一九世紀後期・ドイツ普通法学における法諺《代価は物の地位を襲い物は代価の地位を襲う》	四	元	水津太郎
について(二)——現代ドイツにおける物上代位論の前史として——	四	一	明石欽司
国際法史上の問題としてのスイスの「独立」(二・完)……………	五		
—「ウェストファリア・システム」という名の幻想—			
一九世紀後期・ドイツ普通法学における法諺《代価は物の地位を襲い物は代価の地位を襲う》	五	三	水津太郎
について(二・完)——現代ドイツにおける物上代位論の前史として——	五	一	国分良成
日中関係と国内政治の相互連関……………	六		
—近年の関係改善をめぐって—			
マッカーサーと「バターンボーイズ」(二)……………	六	三	増田弘
—日米開戦からバターン「死の行進」まで—			
ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(二)……………	七	一	坂原正夫
マッカーサーと「バターンボーイズ」(二・完)……………	七	七	増田弘
—日米開戦からバターン「死の行進」まで—			
ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(二)……………	八	一	坂原正夫
共通善の政策学——ポスト実証主義の政策科学——	八	三	菊池理夫
ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(三)……………	九	一	坂原正夫
日露戦争における日本在外公館の「外国新聞操縦」……………	九	三	松村正義
—アジアと大洋州で何をどう広報したのか—			
ドイツ民事訴訟法における一方的訴訟終了宣言について(四・完)……………	十	一	坂原正夫

特集 ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム

解題

ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウムの開催と

日本側報告の記録

論説

日系ブラジル人労働者と外国人労働者法制の課題

報告

来日外国人犯罪の現状と刑事法的対応

——日系ブラジル人の犯罪を中心として——

二〇〇五年新会社法制定の背景と問題点

日本における民法改正論議の動向

債務不履行制度の基本構造と民法改正

——交渉と日本人の契約意識——

販売・勧誘ルール、広告的申込み、情報提供義務

——ブラジルと日本の消費者法比較——

日本における消費者団体訴訟制度

電気通信分野の市場自由化とユニバーサルサービス……………一 青木 淳 一

社会実験と法制度の設計……………二 元 大 橋 洋 一

マンハイムのファシズム論……………三 壺 蔭 山 宏

株式制度の想定外利用と従業員持株制度……………	七	加藤修
経済法学会の発足とその創生期の活動に見る問題意識……………	六	來生新
米国 LNG 輸入基地規制をめぐる連邦法の適用理論に関する一考察……………	二七	草薙真一
— 連邦天然ガス法三条及び七条を中心として —……………		
抵当権の複数の被担保債権中の一個債権の保証人による代位弁済と 抵当不動産売却代金の配当……………	二四	斎藤和夫
— H 17 / 1 / 27 最高裁判決の「事案分析 (利益状況分析)」 —……………		
オーストリア民事訴訟法と訴訟終了宣言……………	一九	坂原正夫
ドイツ倒産法における物上代位……………	二三	水津太郎
— 倒産管財人の処分による代位物の規律 —……………		
情報通信制度の変容 — レイヤ型規制の意義 —……………	二六	菅谷実
「狩猟の場」の議論を巡って……………	二九	高橋満彦
— 土地所有にとらわれない「共」的な資源利用管理の可能性 —……………		
イスラム金融とその可能性……………	三三	立花亨
建築基準法上の二項道路と条例等による協議手法……………	三〇	田村泰俊
— 協議内容違反と自治体による民事訴訟の可否 —……………		
情報公開訴訟における損害賠償請求事件の構造……………	三七	友岡史仁
— 不開示決定の違法性を請求原因とする場合を中心にして —……………		
労働契約における使用者の安全配慮義務……………	四三	内藤恵
— 労働者の身体的・精神的過労、ストレス等による労災事案を中心として —……………		
英国土壌汚染地法の諸問題……………	五七	仲田孝仁

資料

パンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(一)……………	八 二〇	堤 林	剣 恵	訳
フランス民法典への信託の導入……………	九 三	平 野	ビエル・クロック 裕之	訳
パンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(二)……………	九 二七	堤 林	剣 恵	訳
パンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪——ヨーロッパ文明との 関わりにおいて』(三)……………	十 三七	堤 林	剣 恵	訳

スウェーデン法精神医学的保護に関する法律の改正……………十 坂田 仁

— 開放的保護の導入 —

バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪——ヨーロッパ文明との

関わりにおいて』(四)……………十一

三 堤 林 恵 剣 訳

判例研究

〔商法〕

四八三 会社分割後の新設会社による商号の続用と債権者保護……………一〇二

岡本智英子

四八四 退職取締役に対し会社の内規に基づいた退職慰労金を支給しない場合に代表
取締役の損害賠償責任を否定した事例……………二 五

藤田祥子

四八五 新株が著しく不公正な方法により発行されたものであったとしても新株発行
の無効原因とはならないとされた事例……………三 九

笹岡愛美

四八六 プロボ野球選手の氏名及び肖像の商業的利用権（パブリシティ権）が統一契約
書一六条によりプロ野球球団に独占的に使用許諾されていると認められた事
例……………四 七

諏訪野 大

四八七 洋服販売業の営業譲渡を受けた会社が、譲渡会社の屋号を商号として続用し
た場合、商法二六条一項の類推適用が否定された事例……………五 七

菅原貴与志

四八八 報酬支給の対象となる取締役は、株主総会に提案された取締役報酬議案の内
容が不当であることを理由として、提案した取締役に取締役の第三者に対す
る責任を追及することが認められないとされた事例……………六 二九

重田麻紀子

四八九 生命保険の契約者が両親とともに一家心中した場合に保険金受取人の変更の
意思表示はなされたが、その通知は保険会社に対してなされていなくても、
その変更の効力は生じ新保険金受取人は保険会社に死亡保険金を請求し得る
ことが認められるとされた事例……………七 二〇

肥 塚 肇 雄

商法研究会

四九〇 一、会社法四三三条二項三号の「請求者」には、請求者と一体的に事業を営んでいる親会社が含まれるとされた事例
二、会社法四三三条二項三号所定の「競争関係」には、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も含むとされた事例

四九一 二重無権の抗弁が認められた事例

四九二 株式移転により完全親会社の株主となった者は、完全子会社の取締役等役員
の責任を株主代表訴訟で追及することができないとされた事例

四九三 日刊新聞社において社員株主制度に基づくルールに従わない株主譲渡の可否
——日経新聞事件

〔最高裁判事事例研究〕

四一一 平一九一（民集六一巻二七二頁）

四一二 平一七八（民集六〇巻一〇号一一八頁）

四一三 平一九二（民集六一巻二五八頁）

四一四 平一八八（民集六〇巻八号三三四頁）

四一五 平一九三（民集六一巻九号三四〇頁）

〔下級審民事事例研究〕

数量的な一部を明示して損害賠償を求める訴訟の係属中に請求が拡張された場合
において損害賠償請求権の残部につき民法一五三条の催告が継続しているものと
された事例

57 高松高裁平成一九年二月二二日判決（高松高裁平成一七年（ネ）四〇〇号・同一
八（ネ）一九二号）損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件、高等裁判所民事判例集
六〇巻一号一頁、判例時報一九六〇号四〇頁、判例タイムズ二二三五号一九九頁

八三五 長畑周史

九三七 高田晴仁

十 八 金尾悠香

十二五 来住野 究

民事訴訟法研究会

一一八 小原将照

二 六 村田典子

三二〇 河村好彦

五二二 中島弘雅

十二七 山本和彦

民事訴訟法研究会

六三三 石渡 哲

〔民集未登載最高裁判事例研究〕

民事訴訟法研究会

(原審 徳島地裁美馬支部平成一七年一〇月二五日判決)

58

八三 芳賀雅顯

外国国家の大使館用の土地建物取得及び取得費用融資の仲介を内容とする仲介契約に基づく報酬請求の訴えについて、外国国家の民事裁判権免除が認められた事例

59

九三 三上威彦

東京地裁平成一七年二月二七日判決(東京地裁平一五(ワ)第二九七二六号)報酬金請求事件、判例タイムズ一二二三号二八七頁、判例時報一九二八号八五頁動産引渡請求控訴事件、同付帯控訴事件東京高裁平一六(ネ)第三六七九号、平一九(ネ)第四四二号
平一九・三・一四第九民事部判決Ⅱ判タ一二四六号三三七頁
原審東京地裁平一四(ワ)第二六四二七号、平一六・六・一〇判決Ⅱ判タ一一八五号三一五頁

19

四一〇 渡辺森児

将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものとされた事例
最高裁平成一九年五月二九日第三小法廷判決(最高裁平成一八年(受)第八八二号、横田基地夜間飛行差止等請求事件)

20

七二 鈴木貴博

離婚の訴えにおける別居後離婚までの間の子の監護費用の支払を求める旨の申立てと裁判所の審理判断の要否離婚等請求本訴、同反訴事件、平成一九年三月三〇日最高裁判所第二小法廷判決(最高裁平一七(受)第一七九三三三)裁判所時報一四三三三号一二八頁、家裁月報五九卷七号一二〇頁、判例タイムズ一二四二二号一二〇頁、判例時報一九七二二号八六頁

21

一二〇 坂原正夫

介護サービス事業者が介護給付費等の請求のために審査支払機関に伝送する情報を利用者の個人情報を除いて一覧表にまとめた文書が、民訴法二二〇条四号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するため文書」に当たらないとされた事例
平成一九年八月二三日第二小法廷決定(最高裁平成一九年(許)第一八号文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件、判例タイムズ一二五二五号一六三頁、判例時報一九八五号六三頁)

紹介と批評

水羽信男著『中国近代のリベラリズム』……………	十二九
-------------------------	-----

特別記事

磯部靖君学位請求論文審査報告	一
柏原宏紀君学位請求論文審査報告	二
井上淳君学位請求論文審査報告	二
李成日君学位請求論文審査報告	二
石川忠雄先生追悼記事	三
金宗郁君学位請求論文審査報告	六
山腰修三君学位請求論文審査報告	六
菅原和行君学位請求論文審査報告	十
宮下雄一郎君学位請求論文審査報告	十
倉科岳志君学位請求論文審査報告	十一
岩谷將君学位請求論文審査報告	十一
藤原淳一郎教授略歴・主要業績	十二

嵯峨隆